

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成25年第2回幕別町議会臨時会
(平成25年5月15日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14 成田 年雄 15 中橋 友子 16 野原 恵子
- 日程第2 会期の決定 5月15日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 常任委員会委員の選任について
- 日程第4 議長の常任委員会委員の辞任について
- 日程第5 広報広聴委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について
（平成24年度幕別町一般会計補正予算（第14号））
- 日程第8 議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第50号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出
（議会運営委員会）
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出
（広報広聴委員会）

会議録

平成25年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成25年5月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月15日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 総 務 部 長 古川耕一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 細澤正典
糠 内 出 張 所 長 妹尾 真 地 域 振 興 課 長 原田雅則
町 民 課 長 横山義嗣 経 済 建 設 課 長 天羽 徹
税 務 課 長 中川輝彦 福 祉 課 長 坂野松四郎
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 成田 年雄 15 中橋友子 16 野原 恵子

議事の経過

(平成25年 5月15日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成25年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番成田議員、15番中橋議員、16番野原議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[人事異動による職員紹介]

- 議長（古川 稔） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
高橋副町長。
○副町長（高橋平明） 本年4月1日付で人事異動を行ったところであります。
人事異動後最初の議会となりますことから、異動しました管理職職員についてご紹介をさせていただきたいと思います。
最初に、部長職であります。
会計管理者兼出納室長、田井啓一。
民生部長、川瀬俊彦。
経済部長、田村修一。
議会事務局長、野坂正美。
教育部長、羽磨知成。
つづいて課長職であります。
総務部糠内出張所長、妹尾真。
企画室参事、細澤正典。
民生部福祉課長、坂野松四郎。
建設部土木課長、湯佐茂雄。
建設部都市施設課長、笹原敏文。
忠類総合支所経済建設課長、天羽徹。
農業委員会事務局長、高橋宏邦。
教育委員会学校教育課長、川瀬康彦。

以上でございます。
どうぞよろしくお願いをいたします。

[常任委員会委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます

したがって常任委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。
ここで、常任委員会委員辞任願配布のため暫時休憩いたします。

10:03 休憩

10:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま常任委員の選任についての名簿を局長の方から氏名を指名したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

局長。

○議会事務局長（野坂正美） 私の方から常任委員会の委員の選任の関係で申し上げます。

総務文教常任委員会7名でございます。

小川議員、乾議員、芳滝議員、田口議員、前川議員、中橋議員、古川議長であります。

民生常任委員会7名です。

寺林議員、東口議員、小島議員、谷口議員、増田議員、斉藤議員、千葉副議長であります。

産業建設常任委員会6名です。

藤谷議員、岡本議員、藤原議員、牧野議員、成田議員、野原議員の6名であります。

以上であります。

○議長（古川 稔） よろしいでしょうか。

私は、総務文教常任委員会に所属いたしましたが、議長の職責上、常任委員会を辞任いたしたいと思ひ、辞任願を提出いたします。

なお、この場合私は除斥の対象となりますので、退席をいたします。

副議長、議長席に着席お願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

10:06 休憩

10:07 再開

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（千葉幹雄） それでは休憩を解いて再開いたします。

日程第4、議長の常任委員会委員の辞任を議題といたします。

ただいま、総務文教常任委員会委員に選任されました議長から常任委員会委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられていること、本会議における可否同数の際の裁決権などを有していることなどから、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(千葉幹雄) 異議なしと認めます

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

ここで議長職を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

10:08 休憩

10:09 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先に決定いたしました各常任委員会では会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:10 休憩

10:17 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各常任委員会から正副委員長の氏名が議長の元に届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に前川雅志議員、副委員長に田口廣之議員。

民生常任委員会委員長に谷口和弥議員、副委員長に東口隆弘議員。

産業建設常任委員会委員長に藤原孟議員、副委員長に成田年雄議員が決定いたしております。

以上のとおり各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

[広報広聴委員会委員の選任]

○議長(古川 稔) 日程第5、広報広聴委員の選任を行います。

広報広聴委員会委員の選任は広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

局長より氏名を読み上げます。

局長。

○議会事務局長(野坂正美) それでは、広報広聴委員会9名の方のお名前を申し上げます。

寺林議員、東口議員、藤谷議員、岡本議員、藤原議員、芳滝議員、田口議員、野原議員、増田議員、以上であります。

○議長(古川 稔) 以上9名の指名をさせていただきました。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

したがって広報広聴委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで広報広聴委員会を開催いたしますので暫時休憩いたします。

10:19 休憩

10:30 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、広報広聴委員会から正副委員長の氏名が議長の元に届いておりますので、ご報告いたします。

広報広聴委員会委員長に芳滝仁議員、副委員長に寺林俊幸議員。
以上のとおり広報広聴委員会の正副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおりといたしたいと思います。

局長より氏名を読み上げます。

○議会事務局長（野坂正美） それでは、議会運営委員会委員の氏名について申し上げます。

藤原議員、牧野議員、谷口議員、芳滝議員、田口議員、前川議員、中橋議員、斉藤議員、以上8名であります。

○議長（古川 稔） ただいまの指名に対してご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたしたいと思います。

10：32 休憩

10：40 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長の元に届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に牧野茂敏議員、副委員長に中橋友子議員。

以上のとおり議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第7、承認第1号及び日程第9、議案第50号の2議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、承認第1号及び日程第9、議案第50号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第7、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成24年度幕別町一般会計補正予算であり、平成25年3月29日

付けで行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度幕別町一般会計補正予算第14号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,801万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,202万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正であります。

はじめに廃止であります。優良和牛繁殖雌牛保留対策助成事業につきましては、過疎対策事業に係るソフト事業であり、忠類地区に係る事業費が地方債の下限額に達しなかったことから廃止するものであります。

次に、変更であります。7ページにかけまして、上当寿の家建設事業ほか10事業につきましては、事業費や補助金等の確定に伴い、起債の借入額を変更するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、17目基金管理費5,000万円の追加でございます。

25節であります。地方交付税等の確定によりまして、その一部を庁舎建設基金に積み立てるものであります。

3款 民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費583万3,000円の追加でございます。

20節であります。居宅介護や重度訪問介護などのサービス利用者の増加に伴い、予算に不足が生じる見込みとなりましたことから所要の補正を行うものであります。

7款、1項商工費、5目企業誘致対策費1億385万円の減額でございます。

19節、21節、いずれも事業費確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

8ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、2目法人243万3,000円の追加であります。

4項、1目町たばこ税2,330万7,000円の追加、5項、1目入湯税258万円の追加でございます。

いずれも、現年課税分を追加するものであります。

2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税2,795万9,000円の追加、9ページになりますが、2項、1目自動車重量譲与税3,220万3,000円の減額でございます。

いずれも、交付額の確定に伴う補正であります。

以下、3款から12款までにつきましても、交付額の確定に伴う補正であります。

3款、1項、1目利子割交付金93万1,000円の減額でございます。

4款、1項、1目配当割交付金104万7,000円の追加でございます。

5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金15万5,000円の減額でございます。

10ページになります。

6款、1項、1目地方消費税交付金644万5,000円の追加であります。

7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金546万7,000円の減額であります。

8款、1項、1目自動車取得税交付金268万円の追加であります。

11款、1項、1目地方交付税2億4,015万6,000円の追加でございます。

細節1につきましては、昨年8月、算定額から調整率分が差し引かれて交付決定となっておりますが、本年3月にこの調整率分の追加交付が決定したことによる追加、細節2につきましては、3月分の交付額決定による追加であります。

11ページになります。

12款、1項、1目交通安全対策特別交付金73万円の減額でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金291万6,000円の追加、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金145万8,000円の追加でございます。

歳出でもご説明したところでありますが、障害者支援費に係る国及び道負担分を追加するものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金2億2,000万円の減額でございます。

財政調整基金からの繰入金の一部を繰り戻すものであります。

12ページになります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、8目工業団地取得資金貸付金元金収入9,334万7,000円の減額でございます。

貸付金の確定に伴う減額であります。

5項、4目雑入133万5,000円の追加であります。

温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

22款、1項町債、1目総務債160万円の減額、2目民生債390万円の減額、3目農林業債100万円の減額、13ページになりますが、4目商工債80万円の減額、5目土木債20万円の減額でございます。

いずれも、事業費等の確定に伴う起債額の補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第1号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、年々、医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の支出が増加していることに対し、掛かる費用に対する財源である国民健康保険税が不足していることから、国民健康保険税の税率の見直しを行うものであります。

併せまして、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、1つ目に、国民健康保険税の賦課方式の見直しであります。本町におきましては、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の4つの税額、いわゆる4方式により国民健康保険税の賦課を行っているものであります。今回の税率改正に合わせて、資産割額を廃止するものであります。

資産割額につきましては、所得がない方にも資産割が賦課されているため、低所得者層の方の大きな負担となっている要因の一つでありますことから、低所得者層の方の負担の軽減を図るため、資産

割額を廃止することとしたものであります。

資産割額の廃止による影響額は、約2,000万円ほどになると推計しており、本来的に応能と応益の負担割合につきまして、50対50に保つ必要がありますことから、資産割額を廃止した分につきましては、所得割額の税率の見直しにより賄うものであります。

2つ目に、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分に係る所得割額の税率、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ見直すものであります。今回の改正は、収納ベースで総額3,000万円、率にいたしますと全体で3.7%の引き上げとなるものであります。

3つ目は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正であります。

平成20年度に後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、5割及び2割の軽減判定における特例措置が5年間に限るとされておりましたが、この時限が廃止され、恒久措置とされたものであります。

また、世帯別平等割を5年間に限って半額とする措置に加え、さらに6年目から8年目までの3年間につきましては、4分の1の額が軽減されることになり、改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第2項、第3項及び第4項につきましては、国民健康保険税の賦課方式を定めているものであり、資産割額の廃止による条文改正であります。

2ページになりますが、第3条は基礎課税額の所得割額に係る税率改正で現行の税率100分の6.0から100分の6.4に、第4条は、資産割額の条文を削除するもので、第5条は、被保険者均等割額を現行23,000円から24,800円に改めるものであります。

第6条は、地方税法の改正に伴いまして、これまで5年間、平等割額が半額軽減されていた特定世帯に加え、6年目から8年目までの3年間は、4分の1が軽減される特定継続世帯が新たに追加されたことによる条文改正と、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額を現行28,000円から29,800円に、特定世帯は現行14,000円から14,900円に、新たに特定継続世帯の平等割額として22,350円を追加するものであります。

3ページをお開きください。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額に係る税率改正で現行100分の2.0を100分の2.2に、第8条は、資産割額の条文を削除するもので、第9条は、被保険者均等割額を現行6,000円から6,300円に改めるものであります。

第10条は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額を現行7,000円から7,300円に、特定世帯は現行3,500円から3,650円に、新たに特定継続世帯の平等割額として5,475円を追加するものであります。

第11条は、介護納付金課税額の所得割額に係る税率改正で現行100分の1.2を100分の1.4に、第12条は、資産割額の条文を削除するもので、4ページになりますが、第13条は、被保険者均等割額を現行8,500円から8,800円に改め、第14条は、平等割額を現行6,500円から6,700円に改めるものであります。

第26条は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額を規定したものでございますが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の均等割額及び平等割額の改正に伴いまして、減額する額につきましても、それぞれ改めるものであります。

第1号は、7割軽減の減額に係る規定であります。アにあります基礎課税に係る均等割額を現行16,100円から17,360円に、イの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を現行19,600円から20,860円に、特定世帯は現行9,800円から10,430円に、新たに特定継続世帯として15,645円を追加するものであります。

次にウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を現行4,200円から4,410円に、エの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を現行4,900円から5,110円に、5ページになりますが、特定世帯は現行2,450円から2,555円に、新たに特定継続世帯として3,833円を追加するものであります。

オは、介護納付金課税額の均等割額を現行5,950円から6,160円に、カは、平等割額を現行4,550円から4,690円に改めるものであります。

次に第2号は、5割軽減の減額に係る規定であります。アにありますが、基礎課税額に係る均等割額を現行11,500円から12,400円に、イの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を現行14,000円から14,900円に、特定世帯は現行7,000円から7,450円に、新たに特定継続世帯として11,175円を追加するものであります。

次にウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を現行3,000円から3,150円に、エの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を現行3,500円から3,650円に、特定世帯は現行1,750円から1,825円に、新たに特定継続世帯として2,738円を追加するものであります。

オは、介護納付金課税額の均等割額を現行4,250円から4,400円に、カは、平等割額を現行3,250円から3,350円に改めるものであります。

次に第3号は、2割軽減の減額に係る規定であります。6ページになりますが、アにありますが、基礎課税に係る均等割額を現行4,600円から4,960円に、イの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を現行5,600円から5,960円に、特定世帯は現行2,800円から2,980円に、新たに特定継続世帯として4,470円を追加するものであります。

次にウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を現行1,200円から1,260円に、エの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を現行1,400円から1,460円に、特定世帯は現行700円から730円に、新たに特定継続世帯として1,095円を追加するものであります。

オは、介護納付金課税額の均等割額を現行1,700円から1,760円に、カは、平等割額を現行1,300円から1,340円に改めるものであります。

附則第22項は、地方税法の改正に伴い、引用条項を整理するものであります。

次に、議案書にお戻りをいただき、3ページをご覧いただきたいと思っております。

附則についてでございますが、本条例における施行期日につきまして、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであります。

ただし、附則第22項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものであります。

次に適用区分でございますが、改正後の国民健康保険税条例は、平成25年度以後の国民健康保険税について適用するものでありまして、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

また、新条例附則第22項の規定につきましては、平成26年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

「委員会付託」

○議長（古川 稔） 議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

11:02 休憩

12:24 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしました追加日程表のとおり、民生常任委員長から付託案件、議案第49号について、審査結果の報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第8の2、議案第49号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥委員。

○10番（谷口和弥） 平成25年5月15日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長谷口和弥。

民生常任委員会報告書。

平成25年5月15日本委員会に付託された事件を審査した結果、次の通り決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会開催日。

平成25年5月15日。

2、審査事件。

議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては一部改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

[採決]

○議長（古川 稔） 異議ありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第9、議案第50号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明を求めます。

高橋 副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第50号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第1号についま

して、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,108万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,773万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費1目一般管理費108万2,000円の追加でございます。

地方税法の改正に対応するため、システム改修費用を追加するものであります。

12款、1項、1目繰上充用金4,000万円を新たに計上するものでございます。

平成24年度の国民健康保険特別会計におきまして、歳入が歳出に対し、不足を来す見込みとなりましたことから、会計年度独立の原則の例外であります繰上充用の措置を実施するため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして、平成25年度予算に歳入不足見込額4,000万円を繰上充用金として計上するものであります。

平成24年度の歳出にありましては、過去の給付費の状況や実績を元に予算を計上しておりましたが、保険給付費が見込みを上回り増加したこと、また、歳入にありましては、被保険者の所得の減少により、保険税の調定額が減少し、税収入が予算計上額を下回ったことなどから財源不足が生じたものであります。

今後におきましては、深刻な国保財政の現状を踏まえ、収納率の向上を初めとし、医療費の適正化、町民の健康づくりへの様々な取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,840万円の追加、2目退職被保険者等国民健康保険税160万円の追加でございます。

いずれも繰上充用金の財源といたしまして、現年課税分を追加するものであります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金108万2,000円の追加でございます。

地方税法の改正に伴うシステム改修に当たり、財政調整交付金が措置されるものであります。

5ページになります。

5款道支出金、2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金1,000万円の追加でございます。

繰上充用金の財源といたしまして、北海道普通調整交付金を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、追加日程表配付のため暫時休憩いたします。

12：31 休憩

12：32 再開

[継続審査の申し出、継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしました追加日程表のとおり、議会運営委員長から、議会運営に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定による閉会中の継続審査の申し出及び、広報広聴委員長から委員会運営に係る事件につき、同条の規定による閉会中の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査及び、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 10、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、委員の任期満了まで、閉会中も継続審査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

日程第 11、広報広聴委員長からの申し出のとおり、委員の任期満了まで、閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 25 年第 2 回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(12 : 34 閉会)